

神 プ 第 4 6 号
2021年4月16日

利用団体代表者 様

埼玉県立神川げんきプラザ
(事務連絡)

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に対応した宿泊利用について（改訂）

神川げんきプラザでは、神プ第54号（2020年11月10日）にて発信した「神川げんきプラザ利用ガイドライン（同意書含む）」を改訂（Ver.4）いたしました。

利用に際しては、同感染症が収束するまでの間、この「神川げんきプラザ利用ガイドライン」(Ver.4)をもとに対応をさせていただきます。また利用中に発熱・咳・だるさ（倦怠感）などの症状が出た場合は、新型コロナウイルス感染症である場合を想定して対応させていただきます。利用者の皆様に御不便をおかけすることがございますが、何卒、ご理解ご協力を賜りたく存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、今後の推移によっては新たな措置、対応が必要となる場合もありますのでご承知おきください。その際には改めてご連絡をさせていただきます。

何かご不明な点等ございましたら、お気軽に当所までお問合せください。

記

1. 神川げんきプラザ利用ガイドライン（Ver.4）（同意書含む）

以上

お問い合わせ先

埼玉県立神川げんきプラザ

電話 0495-77-3442

FAX 0495-77-4907

<http://kamikawa-genki.com>

e-mail:kamikawa@tokyu-com.co.jp

神川げんきプラザ利用ガイドライン (Ver.4) (同意書含む)

【当施設の取組】

埼玉県立神川げんきプラザでは、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言ー埼玉県」(以下新しい生活様式という)に従って、感染防止のため館内のドアノブや手すり等、不特定多数の方が触れる部分の消毒清拭、宿泊部屋・食堂・講堂・体育館では換気を行っています。当所スタッフは毎朝検温し体調を確認してから出勤し、風邪症状がある場合は、安全が確認できるまで自宅待機としています。当所内では、スタッフがマスク、手袋等を着用して対応させていただく場合があります。

このような取組をご理解いただき、皆様におかれましてはご利用の際は感染防止策を徹底いただけますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

また、団体の責任において活動する場合は、このガイドラインに合致する必要はありません。

※□の項目をご確認いただき、了承しましたらチェックしてください。

1. 利用申込・利用まで

- 通常通り受付を行います。本ガイドラインをご理解いただいたうえでお申し込みください。
- 下記の(参加できない)に該当する場合は、食堂利用の3日前から食事代のみのキャンセル料が発生します。ご了承をお願いします。
- マスク、体温計、手指消毒液、うがい用コップ、スリッパ等のご利用団体でご持参ください。また、医療機関等へ受診する際の対応に要する車両についてもご用意ください。

以下に該当する場合は参加できません。

- 参加前に発熱症状がなくても風邪症状がある場合(同居家族が発熱をしている場合も含む)。
- ご利用初日から起算して2週間以内に平熱から+1°Cの体温を超えている、咳、だるさ(倦怠感)、頭痛、腹痛(下痢)等の症状がある方。
- 2週間以内に日本国外全域への渡航をしている方。
- 参加者、家族または接触者に過去2週間にわたり新型コロナウイルス陽性者がいる方。
- 保健所より「濃厚接触者」とされ、検査で陰性と判断されても2週間日数が経過していない方。
- 飛沫を予防するマスクを各自用意できない方。

2. 利用期間中

①体調管理

- 利用者は、利用当日の起床時に検温を行い、利用者の健康状態を確認してください。入所手続き時には、非接触型体温計を使用して利用者全員の検温を行ってください。団体代表者は、対象利用者の宿泊名簿備考欄に入所時の体温の記入をお願いします。
- 宿泊利用団体については、滞在中の就寝前・起床時の2回の検温をはじめ、参加者の健康状態を随時確認してください。
- 感染症防止対策として「手洗い・うがい・消毒の徹底」、「新しい生活様式」の徹底をしてください。併せて、玄関及び食堂等に手指消毒液を設置していますのでご活用ください。

②生活場面

<入所時>

- 必ず代表者は、事前に、利用者全員に「利用の手引き」の周知徹底をお願いします。
- 入所時に全体挨拶や施設オリエンテーションを実施します。「利用の手引き」を周知した上でのご利用をお願いします。

<食堂>

- 食堂利用は、一度に50名までとなります。50名を超える場合は入浴準備等に分けてください。そのため、活動スケジュールの調整をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 洗面所等で手洗いとアルコール消毒を行ってから食堂へ入室してください。
- 食事提供については、皿盛提供方式となります。ご飯・汁物は、団体ごとに給仕係を決めていただき学校給食のように給仕してください。なお、給仕時には、マスクの着用、手指のアルコール消毒、ビニール手袋（食堂で用意）の着用をお願いします。食事終了後の片付けとごみの分別を各自で行ってください。ごみは燃えるごみ、プラスチックごみ、生ごみの3種類の袋を用意しますので、必ず分別廃棄をお願いします。片付け、分別の完了後に事務所までご報告ください。
- 食べる時以外はマスクを着用し、飛沫を飛ばさないように会話を控え、素早く済ませてください。
- 食堂の各テーブル中央にアクリル板を設置しています。斜め向かい合う形での座席利用をお願いします。1テーブル2名での利用とし、横隣りは1席空けてご利用してください。
- 食事終了後は、ご利用団体でテーブル、椅子、床の除菌清掃をお願いします。

<入浴>

- 浴室以外には、可能な限りマスクを着用していただき、飛沫を飛ばさないように会話を控え、素早く済ませてください。
- 入浴時間は17時から22時までです。この間で入浴時間の調整をお願いします。
- 団体責任者の方は、入浴終了後、脱衣室の床や棚の除菌清掃をお願いします。

<宿泊室>

- 宿泊室について、定員の半分(6名→3名、8名→4名)までの利用となります。ご利用の際には、定期的に換気を行ってください。換気対策として、室内では2箇所以上の通気をして風通しのよい状態を確保してください。
- 宿泊室内でも常時マスクを着用することは難しいため、咳エチケット（咳やくしゃみをする時に、ティッシュ、上着の袖などで覆ってからする）や近距離での大声での会話は避けてください。自室以外の宿泊室を訪れる際はマスクの着用をお願いします。
- 就寝時には、利用者同士が新しい生活様式に則り、頭の位置が全員同じ方向にならないように、布団の敷き方等に注意してください。
- 家族以外の方が同室で宿泊する場合は、本人または保護者の方に同意を得てください。

<共用部分>

- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等の共用部分は、可能な限り触れる回数を減らすとともに、接触後の手洗いと消毒作業を行ってください。
- 2階、3階の洗面所は、両隣が同時利用とならないよう間隔を空けて間引いております。人数を調整しながらご利用ください。

<退所について>

- 退所点検の際には、宿泊室の窓は開けたままにしておいてください。また使用した布団類は手引きのとおり押し入れに収納してください。その後団体責任者の方と当所スタッフとで点検しますが、事前に団体責任者の方が実施しておいてください。尚、発熱の症状があった方の使用した布団はそのままにしておいてください。
- 清掃で出たごみ（ほこり等）は、袋に入れて事務所に持ちください。清掃以外で出たごみは各自でお持ち帰りください。
- 退所式の全体挨拶は実施しません。

③活動場面

- 講堂・体育館等をご利用の際には、定期的な換気を行ってください。換気は2箇所の扉や窓を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気をして活動してください。
- 新しい生活様式に則り、講堂のテーブル等は収納された状態となっています。必要な場合は活動内容に合わせて設置してください。活動中は密を避けての活動をお願いします。終了後は清掃のうえ収納してください。
- 野外炊事、飲食を伴う親睦会の実施は推奨しません。
- 活動プログラムの共用部分は、可能な限り触れる回数を減らすとともに、使用・接触後の手洗いと消毒作業を行ってください。

3. 利用中に発熱・咳・だるさ（倦怠感）などの症状が出た場合

- まずは事務室に症状などをお伝えください。
- 発症者と同室の方及び接触者全員の利用を中止させていただきます。
- 発症者の保護者・家族等に連絡していただき、なるべく早く退所・帰宅をお願いします。また同室だった方及び接触者についても同様をお願いします。
- 使用した布団類は押し入れに収納しないでください。
- 発症者が利用した宿泊室は、当所スタッフで除菌した後、3日間程度利用を中止とします。

4. 利用後

- 滞在中に発熱・咳などの症状でご帰宅された方がおられる場合、帰宅後の経過（診断結果等）について、当所まで必ずご連絡ください。
- 利用終了後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された方がおられた場合、当所まで必ずご連絡ください。

上記内容について確認し、同意の上、利用します。（利用申請書とともにご提出ください）

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者 _____